

令和7年2月4日 14時00分

近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社ピーピーアイ計画・設計研究所

期間: 令和7年2月4日から令和7年5月3日まで(3ヶ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

(株)ピーピーアイ計画・設計研究所が落札決定後に契約辞退届を提出して、契約を辞退したことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 おおぎり大桐 あつひこ敦彦 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ早川 たかし健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう加藤 ひであき英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ武田 ともみ知美 (内線 6313)

令和7年2月4日

近畿地方整備局

株式会社ピーピーアイ計画・設計研究所に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

令和6年12月13日に落札決定した案件「大阪労働衛生総合センター改修設計業務」において、落札決定者である株式会社ピーピーアイ計画・設計研究所より「入札金額に0が1つ足りず誤った金額で入札したため契約辞退したい」と連絡があった。

その後、令和6年12月18日に契約辞退届が提出され、契約辞退したものである。

2. 指名停止措置理由

株式会社ピーピーアイ計画・設計研究所が落札決定後に契約辞退届を提出して、契約を辞退したことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社ピーピーアイ計画・設計研究所

大阪府大阪市中央区北浜東2-19

代表取締役 田中 由之

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年2月4日から令和7年5月3日まで（3ヶ月）

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

（不正又は不誠実な行為）

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。